

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第18条及び第35条の規定に基づき、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、常勤役員等にあつては俸給及び特別手当とし、非常勤役員等については、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会非常勤役員等の報酬（日額）規程により支給する。ただし、事務局職員が役員等を兼務している場合は、役員等の報酬は支給しない。

(俸給)

第3条 役員等の俸給月額、予算の範囲内で、かつ1月につき30万円以内の額とする。

(報酬の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬（特別手当を除く。）は、その月の月額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第6条の規定に準じて支給する。

(報酬の決定基準)

第6条 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 常勤監事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

3 常勤評議員の報酬は、定款において定められた総額の範囲内において、評議員会で決定するものとする。

(特別手当)

第7条 特別手当は、職員給与規程に定める職員の特別手当の支給基準に準じて支給する。

(日割計算)

第8条 新たに役員等になった者には、その日から報酬（通勤手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会の設立の登記の日（平成23年8月1日）から施行する。